

議案第二十一号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
次のとおり特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定  
により、本議会の議決を求める。

平成三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年三月十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表（報酬の表中）「二三、四〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「四〇、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、八〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。